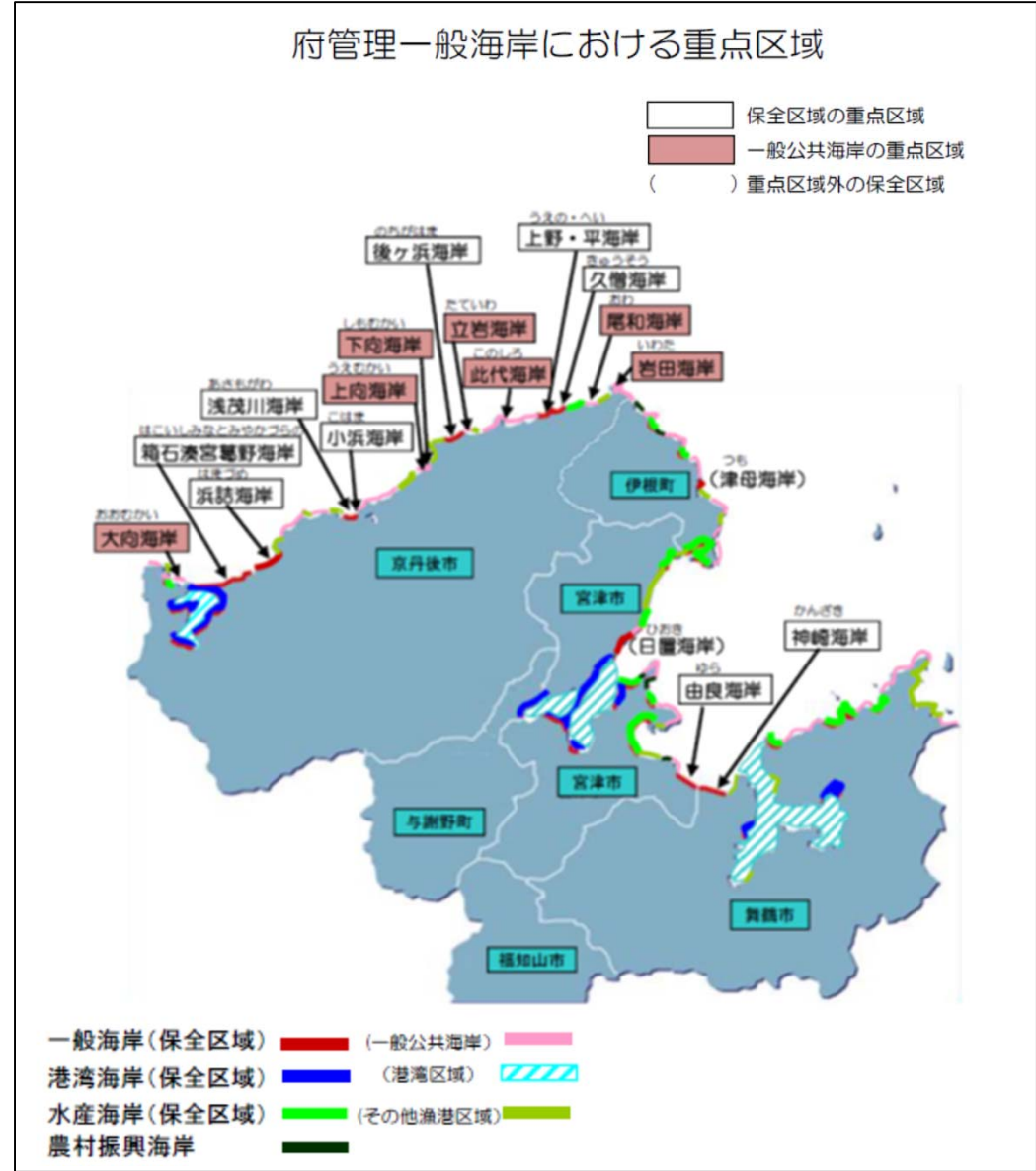


施設の現況	点検・補修等の実施状況	維持管理に係る課題																																																																																																																																					
■海岸の現況 <table><tr><th></th><th>海岸線延長 (m)</th><th colspan="2">海岸保全区域</th><th>護岸延長 (m)</th></tr><tr><th></th><th></th><th>延 長 (m)</th><th>指定海岸数</th><th></th></tr><tr><td>建設海岸</td><td>101,266</td><td>16,416</td><td>11</td><td>8,590</td></tr><tr><td>港湾海岸</td><td>131,109</td><td>69,231</td><td>33</td><td>50,339</td></tr><tr><td>計</td><td>232,375</td><td>85,647</td><td>44</td><td>58,929</td></tr></table> * 京都府の海岸線延長 315,235m * 「海岸」には上記のほか農地保全海岸・漁港海岸がある(農林水産部所管) 海岸線：82,860m 海岸保全区域：21,547m * 建設海岸：一般の海岸保全区域及び一般公共海岸区域 * 港湾海岸：港湾区域内の海岸区域(舞鶴港、宮津港、久美浜港) ■年次別の施設数 年度別の海岸護岸の設置数(建設+港湾) <table><tr><th>年度</th><th>護岸延長(m)</th><th>港湾</th><th>河川</th></tr><tr><td>昭和9</td><td>200</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和14</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和19</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和24</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和29</td><td>1600</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和34</td><td>2500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和39</td><td>2600</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和44</td><td>1500</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和49</td><td>1100</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和54</td><td>4300</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>昭和59</td><td>1000</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>平成元</td><td>1300</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>平成6</td><td>1000</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>平成11</td><td>1600</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>平成16</td><td>300</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>平成21</td><td>700</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ○海岸護岸約60kmのうち ・現在、50年以上経過 →20km(全体の34%) ・20年後、50年以上経過 →43km(全体の74%) 高齡化の推移 <table><tr><th>高齡化率</th><th>現時点</th><th>10年後</th><th>20年後</th></tr><tr><td>50年以上</td><td>34%</td><td>50%</td><td>74%</td></tr><tr><td>50年未満</td><td>66%</td><td>50%</td><td>26%</td></tr></table>		海岸線延長 (m)	海岸保全区域		護岸延長 (m)			延 長 (m)	指定海岸数		建設海岸	101,266	16,416	11	8,590	港湾海岸	131,109	69,231	33	50,339	計	232,375	85,647	44	58,929	年度	護岸延長(m)	港湾	河川	昭和9	200	0	0	昭和14	500	0	0	昭和19	600	0	0	昭和24	500	0	0	昭和29	1600	0	0	昭和34	2500	0	0	昭和39	2600	0	0	昭和44	1500	0	0	昭和49	1100	0	0	昭和54	4300	0	0	昭和59	1000	0	0	平成元	1300	0	0	平成6	1000	0	0	平成11	1600	0	0	平成16	300	0	0	平成21	700	0	0	高齡化率	現時点	10年後	20年後	50年以上	34%	50%	74%	50年未満	66%	50%	26%	■計画 ○H17:「京都府丹後沿岸海岸保全基本計画」策定 ・災害からの海岸防護、海岸環境の整備と保全、海岸の公衆の適正な利用を目的に策定した海岸保全の計画 ■点検 ○過年度の点検状況 ・1回/年、職員点検を基本として陸上目視により防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状を確認 ※H26までの国のマニュアル:応急措置の必要性の判断を主目的に、1～3年に1回、陸上目視により点検。必要に応じ詳細点検 ○H26:「海岸保全施設維持管理マニュアル」改訂(農水省 国交省) ・初回点検:事前の状態把握のための調査、巡視(パトロール)や一次点検、必要に応じて二次点検に準じた点検を実施 ・巡視(パトロール):年数回、定期点検等で確認された重点点検箇所の監視や新たな変状等を発見することを目的として実施 ・定期点検:一次点検及び二次点検からなり、一次点検の結果を受けて、必要に応じ二次点検を実施(5年に1回程度) 一次点検;施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握、二次点検を実施すべき箇所の選別を行う(陸上目視 等) 二次点検;構造物の部位・部材毎に変状を把握し、健全度評価と必要な対策の検討を行う(近接目視、簡易計測 等) ■補修 ○事業箇所の選定 ・日常点検、地元要望などから対処療法的に箇所を選定 ○補修等の状況 <table><tr><th></th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>平均</th></tr><tr><td>建設海岸</td><td>54</td><td>54</td><td>54</td><td>54</td><td>55</td><td>54</td></tr><tr><td>港湾海岸</td><td>310</td><td>152</td><td>203</td><td>202</td><td>58</td><td>185</td></tr><tr><td>計</td><td>364</td><td>206</td><td>257</td><td>257</td><td>113</td><td>240</td></tr></table> ○実施内容 ・建設海岸:浸食された砂浜の養浜工、海底浸食により沈下した離岸堤の補修など ・港湾海岸:老朽化護岸の改良、浸食された砂浜の造成天橋立浸食対策(サンドバイパス) など ■データベース ○建設海岸:海岸保全施設の計画諸元資料、最新の深浅測量データ、背後地調査結果(背後地の状況、損傷の有無等)汀線変化調査結果(汀線位置の確認、空中写真からの汀線抽出)等のデータベース作成済 ○港湾海岸:未作成		H21	H22	H23	H24	H25	平均	建設海岸	54	54	54	54	55	54	港湾海岸	310	152	203	202	58	185	計	364	206	257	257	113	240	■適切なメンテナンスサイクルの確立 ・海岸保全施設は、国土の保全を目的として、膨大な施設を維持管理しており、各施設の健全度、背後地の状況を踏まえた、適切な維持管理が必要。 ・海岸保全施設は、波浪等の自然条件により、大規模な損傷が発生するなど、劣化予測が困難であり、突発的に多大な補修費用が必要となる恐れがあり、弾力的な予算確保と長期的なコスト算定が大きな課題。 ・現在の点検は、遠望目視で実施しており、国の海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂を踏まえ、近接目視を含めた詳細な点検が必要。 ■建設海岸と港湾海岸の不統一 ・従来からの所管の違いにより、建設海岸、港湾海岸における定期点検の実施時期やデータベースの構築時期等、施設管理方針が不統一となっており、一体的な管理計画の策定が必要。 ■データベースの統合 ・港湾海岸については、個別施設の定期点検データ、施設台帳、補修履歴等を一元管理できるシステムがないため、既に整備済みの建設海岸のデータベースとの統合が必要。 取組の方向性 ■海岸保全施設個別計画の策定 ・建設海岸、港湾海岸を一本化し、定期点検診断結果に基づく各施設の健全度評価及び背後地の状況に応じた、補修方法、優先順位の検討、中長期の投資計画等、個別施設計画を策定する。 ■京都府海岸保全施設維持管理マニュアルの策定 ・国の海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂を踏まえ、点検方法、点検結果による評価方法等に関する京都府のマニュアルを策定するとともに、体系的な点検を実施する。 ■データベースの構築 ・建設海岸と港湾海岸のデータベースを統合し、施設台帳、定期点検結果・補修履歴等のデータを確実に蓄積できる体制を構築する。
	海岸線延長 (m)	海岸保全区域		護岸延長 (m)																																																																																																																																			
		延 長 (m)	指定海岸数																																																																																																																																				
建設海岸	101,266	16,416	11	8,590																																																																																																																																			
港湾海岸	131,109	69,231	33	50,339																																																																																																																																			
計	232,375	85,647	44	58,929																																																																																																																																			
年度	護岸延長(m)	港湾	河川																																																																																																																																				
昭和9	200	0	0																																																																																																																																				
昭和14	500	0	0																																																																																																																																				
昭和19	600	0	0																																																																																																																																				
昭和24	500	0	0																																																																																																																																				
昭和29	1600	0	0																																																																																																																																				
昭和34	2500	0	0																																																																																																																																				
昭和39	2600	0	0																																																																																																																																				
昭和44	1500	0	0																																																																																																																																				
昭和49	1100	0	0																																																																																																																																				
昭和54	4300	0	0																																																																																																																																				
昭和59	1000	0	0																																																																																																																																				
平成元	1300	0	0																																																																																																																																				
平成6	1000	0	0																																																																																																																																				
平成11	1600	0	0																																																																																																																																				
平成16	300	0	0																																																																																																																																				
平成21	700	0	0																																																																																																																																				
高齡化率	現時点	10年後	20年後																																																																																																																																				
50年以上	34%	50%	74%																																																																																																																																				
50年未満	66%	50%	26%																																																																																																																																				
	H21	H22	H23	H24	H25	平均																																																																																																																																	
建設海岸	54	54	54	54	55	54																																																																																																																																	
港湾海岸	310	152	203	202	58	185																																																																																																																																	
計	364	206	257	257	113	240																																																																																																																																	

資 料



宮津港海岸 天橋立



浅茂川海岸 階段護岸



浅茂川海岸 損傷による立入禁止措置



宮津港海岸 矢原地区
ふるさと海岸整備



津母海岸 波返護岸



上野海岸 擁壁クラック



久美浜港海岸 湊宮・葛野地区



由良海岸 蹴上剥離



由良海岸 砂浜浸食



天橋立 浸食対策(サンドバイパス)



神崎海岸 沈下した離岸堤を計画高まで再設置により補修